

(付表)

平成27年度

不納欠損額の内訳

内閣府及び厚生労働省所管

年金特別会計（子ども・子育て支援勘定）

（単位：百万円）

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	6	0	197,223	199	197,229	199	子ども・子育て拠出 金債権 199
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	168	0	34,018	83	34,186	83	子ども・子育て拠出 金債権 83
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	3	0	3	0	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	3	0	3	0	子ども・子育て拠出 金債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	